

組合員組織受託会計にかかる取り組みについて

令和6年8月
えちご中越農業協同組合

当JAでは、組合員組織との会計受託（事務受託含む）への対応につきまして、下記のとおり取り組みを行っております。

1. 組合員組織との会計受託について

当JAが組合員組織から会計事務の管理（会計帳簿記録、会計報告作成）・入出金手続き・その他庶務（総会開催等）を依頼された場合は、会計受委託契約書を締結したうえで、当JAの要領等に基づき管理を行っております。

2. 管理態勢について

- (1) 会計事務の受託にあたり、受託組合員組織ごとに受託会計管理者（支店長・事業所長等役付）と受託会計担当者（いわゆる組織事務局）、通帳管理者・印鑑管理者（通帳・印鑑をお預かりする場合）を設置して管理しております。
- (2) 入出金事務を行う場合、一定額を超える場合は、組合員組織代表の承認を頂いております。
※出金の場合、基準額以下であっても、組合員組織の会計責任者に伺いを行っております
- (3) 組合員組織に対する会計報告は、最低年1回定期的に行っております。また、組合員組織の監事による監査を、最低年1回以上受けるようにしております。
- (4) JA内部監査の実施、ならびに巡回指導などにより実施状況の把握を行い、牽制を図っております。
- (5) 担当者が同一組織に長期に亘って関わることによるリスク回避のため、人事ローテーション等による担当者の配置換えを行ってまいります。

3. 契約未締結組織への対応について

- (1) 会計受委託契約書が未締結の組織からは、通帳・印鑑の預かりや入出金に関わる事務、現金の收受等は行いません。また、会計処理に係る事務、その他総会等組織の会計活動に関わる事務はお受けしておりません。
- (2) JA職員の不適切な関与を防止する観点から、会計受委託契約書が未契約の組織から抽出したリストに基づき、組合員組織代表者等の方への確認を毎年行っております。

以 上

（お問い合わせ先 総合リスク管理室 電話：（代表）0258-35-1300 土日祝を除く 9：00～17：00）